

アジア船主協会 船舶保険・法務委員会第29回中間会合の様相について

アジア船主協会（ASA）船舶保険・法務委員会（SILC）の第29回中間会合が、Hong Kong Maritime Week[※]の時期に合わせて2023年11月21日に香港で開催され、保険や法務を巡る諸問題について情報共有および意見交換が行われた。当日はASAメンバーである日本、中国、香港、韓国の各船主協会の他、国際海運会議所（ICS）、国際P&Iグループ（IG）ならびにASA賛助会員も参加、合計19名が出席した。

はじめに、国際海事機関（IMO）にて実施された、船主の責任制限権を認めた海事債権責任制限条約（LLMC）や民事責任条約（CLC）における責任制限権阻却事由が適用される基準に係る統一解釈の採択作業について、ICSよりプレゼンテーションが行われた。プレゼンテーションでは、各条約の概説とともに責任制限権を認める意義を強調したうえで、「本質的には責任制限権を阻却することはほぼ認められず、阻却できるのは非常に限られた状況であり、原則的に阻却不可」という解釈が採択された旨説明があり、本件の重要性が改めて認識された。

また、昨年12月に国連で採択された北京船舶競売条約（未発効）については、本年9月に中国等15か国が署名、その後タンザニアが批准したことが報告された。

併せて、利用件数の減少を打開しようと現在見直しが進められているロイズ救助契約標準書式（LOF）について進捗の共有がなされるとともに、書式の内容等について実務的な観点から活発な意見交換が行われた。

この他、ロシア制裁関連、中東地域等における安全保障情勢、EU-ETS海運適用による影響、ならびに代替燃料の使用等において想定される賠償責任等様々な問題について情報共有がなされるとともに、本会合を通じて出席者間のネットワーキング等関係強化が図られた。

※Hong Kong Maritime Week（2023年11月19日～25日）について

香港の海事関連産業を結束させ、強力な海事クラスターとして対外に発信するとともに、香港が海事ビジネスの拠点として世界でますます選ばれる場所となるよう国際的にアピールする目的で開催されているイベントで、今年で7回目の開催となった。

主催団体は香港海洋港湾委員会（The Hong Kong Maritime and Port Board）で、共催団体として香港船主協会（Hong Kong Shipowners Association）および香港海事博物館（Hong Kong Maritime Museum）が参画した。

URL：<https://www.hkmmw.hk/en/index.html>



**The 29th interim meeting of the
ASA Ship Insurance and Liability Committee, Hong Kong - 21 November 2023**

出席者集合写真

以上